

初診時・再診時選定療養費のお知らせ

厚生労働省による診療報酬改定に伴い 2022 年 10 月 1 日より、病床数 200 床以上の地域医療支援病院においては、紹介状(6ヶ月以内)をお持ちでない患者さんについては、選定療養費の徴収が義務化されました。

この制度に基づき、下記のと通りの料金を別途、徴収させていただきます。

国の方針により、「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

このような目的を踏まえ、初診・再診の場合に他の医療機関などからの紹介状をお持ちでない患者さんは、保険診療の自己負担とは別に初診・再診時選定療養費を自己負担していただいております。
ご理解とご協力をお願いします

内 容	料金（税込）
【初診時選定療養費とは】 患者さんが、ほかの医療機関等からの紹介状（6ヶ月以内）を持参せずに当院を初診で受診される場合、通常の診療費の他に別途負担していただく費用です。	7,000 円
【再診時選定療養費とは】 ① 当院では治療により病状が安定した患者さんにつきまして、他の医療機関に対して文書により紹介を行っておりますが、患者さんがご自身の判断で引き続き当院を受診される場合に、通常の診療費の他に別途ご負担いただく費用です。 ② 当院から他の医療機関へ紹介した患者さんが、他の医療機関等の紹介状（6ヶ月以内）なしに再度受診してきた場合に、通常の診療費の他に別途ご負担いただく費用です。 ※ ①②共、受診の都度、ご負担頂きます。	3,000 円

2022 年 10 月

古賀総合病院 病院長